

2021年9月22日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

埼玉県保険医協会  
理事長 山崎 利彦  
〒330-0074 さいたま市浦和区  
北浦和 4-2-2 アンソビル5F  
Tel 048-824-7130 Fax 048-824-7547

## 10月以降も新型コロナウイルス感染対策への 加算点数の継続を求める緊急要請書

拝啓 貴職の新型コロナウイルス感染症の拡大防止策や公衆衛生への尽力に敬意を表します。  
私どもは埼玉県内で開業する医師と歯科医師ら4250人の会員団体です。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、すべての患者に対して、特に必要な感染予防策を講じた上で行った診療に対する診療報酬上の評価として、「医科外来等感染症対策実施加算」、「歯科外来等感染症対策実施加算」、「入院感染症対策実施加算」、「乳幼児感染予防策加算」が認められています。これらの評価により医科、歯科医療機関においては感染予防対策が進み、地域医療を守り患者の診療を行っています。

しかし、この取扱いは2021年3月26日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」において9月診療分までで縮小または終了する時限的取扱いとされています。

依然として新型コロナウイルス感染者数は全国的に高止まりの傾向にあり、緊急事態宣言は9月30日まで再延長となっています。また、重症化しないまでもワクチン接種後の感染者、変異株による感染者、2回目の感染者がでるなど、今後も継続した感染予防対策の徹底が必要です。

つきましては、下記の通り要請いたします。 敬具

### 記

1. 本年10月以降も「医科外来等感染症対策実施加算」、「歯科外来等感染症対策実施加算」、「入院感染症対策実施加算」、「乳幼児感染予防策加算」を維持、継続すること

以上